

■確定拠出年金定額貯金規定

1 確定拠出年金定額貯金

確定拠出年金定額貯金（以下「この貯金」といいます。）は、企業型年金の資産管理機関（次条第2項及び第3項並びに第4条第2項において「資産管理機関」といいます。）又は国民年金基金連合会若しくはその委託を受けて積立金の管理に関する事務を行う者（次条第2項及び第3項並びに第4条第2項において「連合会等」といいます。）が、確定拠出年金法（第4条第2項において「法」といいます。）に定める運用の方法としてのみ預入することができる定額貯金です。

2 預入金額等

- (1) この貯金の1口の預入金額は、1,000円とします。
- (2) この貯金の預入及び払戻し等の一切の取扱い（次項において「一切の取扱い」といいます。）は、資産管理機関又は連合会等に対してのみ行います。
- (3) この貯金の一切の取扱いは、資産管理機関、連合会等又は記録関連運営管理機関が当行に送付する運用の方法についての契約の締結、変更又は解除その他必要な措置に関する情報に基づき行います。この場合、当行は通帳、払戻請求書、印鑑等の提出を受けることなく、すべて当行所定の方法により手続を行うものとします。

3 継続預入

- (1) この貯金は、預入の日から起算して10年が経過した日に、払戻金の全部を同一のこの貯金に継続して預入する取扱いをします。
- (2) 継続預入後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

4 証書保管の取扱い

- (1) この貯金については、貯金証書を交付しないものとし、当行においてこれを保管のうえ、当行所定の方法により保管証（貯金証書の保管の取扱いの証をいいます。次項において同じとします。）を発行しこれを預金者に交付します。
- (2) 保管証は、一の資産管理機関又は連合会等につき一に限るものとし、この貯金以外に資産管理機関又は連合会等が法に定める運用の方法としてのみ預入することができる他の貯金をした場合における保管証は、既に発行した保管証と同一とします。この場合において、既に発行した保管証を提出してください。

5 規定の適用

この貯金には、この規定のほか、「定額貯金規定」が適用されます。ただし、定額貯金規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。

6 規定の改定

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を当行のWEBサイトに掲載する方法その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成30年1月4日から実施します。